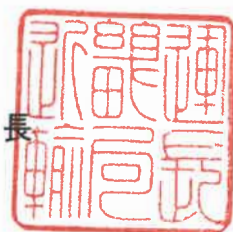


近運自二第 3 2 6 号
令和 7 年 6 月 1 6 日

神戸市域交通圏

タクシー準特定地域協議会長 殿

近畿運輸局長



運賃の範囲の変更に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 16 条第 1 項に基づき、別紙のとおり公定幅運賃の範囲の変更を求める要請があったことから、同法施行規則（平成 21 年国土交通省令第 58 号。以下「施行規則」という。）第 10 条の 5 第 1 項の規定により通知します。

また、施行規則第 10 条の 5 第 2 項及び第 10 条の 6 第 1 項に基づき、当該公定幅運賃の範囲の変更に関する意見書を令和 7 年 9 月 17 日（水）までに神戸運輸監理部長を経由して当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第 10 条の 6 第 2 項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がない場合は、当該運賃の範囲の変更に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとさせていただきます。

神戸市域交通圏（神戸市域地区）の運賃改定の概要

要請理由

地域の公共交通機関であるタクシーには、さらなる安全の確保、安心できる輸送サービスの提供が求められております。

それには安定的にタクシー事業を展開する必要がある、運転者の確保、労働環境の改善、安全確保のための毎日の運行管理と健康管理の徹底、利用者ニーズへの的確な対応等を図っていくことが重要です。

これらの問題の解決には、事業の合理化だけでは十分な手当ができなくなったことから、公定幅運賃変更の要請に及んだところです。

要請の中には、運賃制度に係る変更を求めるものも見受けられたことから、公定幅運賃変更の要請と併せてこれらの運賃制度についても検討願います。

①利用者の利用形態に応じた運賃体系への変更について

- ・現在 1.4 kmとしている初乗距離の短縮

また、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（制定 平成 26 年 1 月 27 日 近運自二公示第 39 号）3.（1）⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合、当該運賃も公定幅運賃として設定することとなります。

加えて、車種区分の見直しの意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで判断することとなりますので、意見があれば併せて検討願います。